

2 循第19号
令和2年4月2日

一般社団法人えひめ産業資源循環協会
会長 西山 周 様

愛媛県県民環境部長
(公 印 省 略)

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理に関連する講習会等の中止・延期に伴う更新許可事務の留意事項について（通知）

日頃から、本県の環境行政の推進について格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このことについて、令和2年4月1日付け事務連絡により、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課から、別添のとおり連絡がありましたので、通知します。

ついては、本通知を受けて、本県としては下記のとおり対応することとしましたので、御承知いただくとともに、貴協会会員から更新許可に係る問い合わせ等を受けられた際には、本件の周知に御協力いただくようお願いいたします。

記

- 1 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが開催している産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理に関する講習会（以下、「講習会等」という。）の一部が中止・延期となっているため、当面の間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下、「法」という。）に基づく産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の更新許可申請書について、講習会修了証の写しを添付することができない場合でも、申請書を受理することとする。
- 2 1の申請書には、講習会等が再開された場合には速やかに受講の上、修了証の写しを提出する旨の申立書（別添様式参照）を添付するものとする。
- 3 1の場合において、法第14条第3項及び第14条の4第3項の規定に基づき、当面の間、申請者の産業廃棄物処理を認める。
- 4 産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の新規許可申請者については、現在、環境省が対応を検討しているところである。

【担当】

愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課
産業廃棄物係 大内、山内
TEL 089-912-2358
FAX 089-912-2354

申 立 書

令和2年 月 日

愛媛県知事様

申請者

住 所 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

氏 名 愛媛県 株式会社

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 代表取締役 愛媛 太郎 ㊟

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが開催している産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理に関する講習会が再開された場合には、速やかにこれを受講の上、修了証の写しを提出します。